

令和4年度 事後評価対象事業一覧表

審議資料 3

A:事業効果は十分に発現されており、現時点では、特段の改善措置の必要はない。こうしたことから、事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。
 B:改善措置、今後の事後評価等の必要あり(具体的内容は「対応方針(案)を判断した理由」欄に記載) また、同種の事業の「計画調査の在り方や事業評価手法の見直しの必要性」がある場合も同欄に記載)

① 10億円以上
 ② 再評価実施案件

番号	事業主体	補助・ 県単別	事業名	事業場所	事業の内容	B/C	事業化 年度	事業完了 年度	事業年数 (年)	全体 事業費 (億円)	の事 理後 由評 価	事業の目的	対応方針 (案)	対応方針(案)を判断した理由
急傾斜地分野														
11	神奈川県	補助	板橋B地区 急傾斜地崩壊 対策事業	小田原市板橋 地先	法枠工 L=76m	4.1	H21	H29	9	1.0	②	法枠工による急傾斜地崩壊防止施設を整備することで、がけ崩 れによる災害を防止し、住民の生命を守る。	A	工事完了後、がけ崩れは発生していないことから、施設効果は十分に発揮され、住民の 生命を守るという事業の目的は達成されており、現時点では、特段の改善措置の必要性は 認められず、事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。
12	神奈川県	県単	南矢名地区 急傾斜地崩壊 対策事業	秦野市南矢名 地内	法枠工 L=252m	11.9	H22	H29	8	2.92	②	法枠工による急傾斜地崩壊防止施設を整備することで、がけ崩 れによる災害を防止し、住民の生命を守る。	A	工事完了後、がけ崩れは発生していないことから、施設効果は十分に発揮され、住民の 生命を守るという事業の目的は達成されており、現時点では、特段の改善措置の必要性は 認められず、事後評価を再度行う必要はないものと考えられる。
道路分野														
13	神奈川県	補助 県単	都市計画道路久里浜田浦 線 街路整備事業	横須賀市衣笠 町～池上5丁 目	バイパス整備 L=3.17km、W=22.0m、4車線	1.1	H5	H29	25	394	①②	・交流幹線道路網の整備 ・地域の交流・連携を支える幹線道路の整備	A	本事業の実施により、横須賀市域の南北軸を形成したことで、横須賀市中心部における混 雑緩和が図られ、地域の円滑な道路ネットワークとしての事業効果は十分に発現している と判断できるため、特に改善措置及び事後評価を再度行う必要性は認められない。
14	神奈川県	補助 県単	国道129号(戸田交差点) 道路改良事業	厚木市戸田～ 酒井	交差点立体化、厚木南IC接続道路の整 備 L=1.2km、W=22.0m～37.5m、4車線	1.5	H12	H29	18	228	①②	・交差点を立体(アンダーパス)化することにより、県央地域にお ける慢性的な交通渋滞の緩和 ・新東名高速道路「厚木南IC」への接続道路の整備による広域的 な道路ネットワークの確立	A	本事業の実施により、戸田交差点を先頭とする交通渋滞が緩和し、交通円滑化が図られる など、事業効果は十分に発現していると判断できるため、特に改善措置及び事後評価を再 度行う必要性はないと考えられる。
15	神奈川県	補助 県単	県道708号(秦野大井) 道路改良事業	足柄上郡開成 大井町篠窪	バイパス整備 L=0.9km、W=9.75m、2車線	1.3	H11	H29	19	30	①②	・地域の交流・連携を支える幹線道路の整備 ・バイパス整備による車両の円滑性と歩行者・自転車の安全性の 確保	A	本事業により、秦野市と大井町間の連携を担う交流幹線道路網が整備された。また、現道で は自動車類交通量が減少し、歩行者や自転車利用の安全確保が図られるなど、事業効果は 十分に発現していると判断できるため、特に改善措置の必要は認められず、事後評価を再度 行う必要性はないと考えている。 しかし、周辺の開発などにより交通流動が変化する可能性もあるため、維持管理を通じて周辺 の交通環境の変化を把握し、その事象を検証のうえ、必要な改善措置を行うこととする。
16	神奈川県	補助 県単	都市計画道路山北開成小 田原線 街路整備事業	足柄上郡開成 町牛島～みな み	バイパス整備 L=0.7km、W=18.0m、2車線	1.6	H20	H29	10	12	①②	・土地区画整理事業と協調した活力ある地域づくりへの支援 ・交流幹線道路網の整備による地域間の連携強化 ・交通の円滑化と安全性の向上	A	本事業により、周辺の混雑緩和、歩行者・自転車の安全性向上がみられ、自動車の円滑性 が向上した。しかし、周辺の開発などにより交通流動が変化する可能性もあるため、維持管 理を通じて周辺の交通環境の変化を把握し、その事象を検証のうえ、必要な改善措置を行 うこととする。